

事務連絡
平成28年3月31日

都道府県 }
各指定都市 } 生活保護担当課 御中
中核市 } 小児慢性特定疾病対策担当課

厚生労働省 社会・援護局保護課
健康局難病対策課

小児慢性特定疾病医療費と生活保護の医療扶助の取扱いについて

日ごろから厚生労働行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記について、下記のとおり整理しましたので関係機関への周知方お願いいたします。

記

小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けた児童等及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第7条の2に規定する医療費支給認定基準世帯員（以下「小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員」という。）が生活保護開始となる場合、当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者の小児慢性特定疾病医療費の所得区分については、申請又は都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）の職権により変更認定を行い、生活保護開始日以降、「生活保護」として取り扱うことを基本とすること。

小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員である生活保護受給者が生活保護廃止となる場合、当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者の小児慢性特定疾病医療費の所得区分については、申請又は都道府県等の職権により、所得区分「生活保護」から変更認定を行い、生活保護廃止日以降、新しい所得区分（「低所得Ⅰ」、「低所得者Ⅱ」等）として取り扱うことを基本とすること。

また、医療機関での患者の自己負担額は、小児慢性特定疾病の医療受給者証の自己負担上限額に沿った額となるため、福祉事務所においては、小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が生活保護開始となる場合及び生活保護廃止となる場合には、各都道府県等の小児慢性特定疾病対策担当課あてに情報提供いただくよう御協力願いたい。

○小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が生活保護開始となった場合



※生活保護開始日(4/10)から所得区分を「生活保護」とする。

○小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員である生活保護受給者が生活保護廃止となる場合



※生活保護廃止日(4/20)から、小児慢性特定疾病医療費においても所得区分「生活保護」を変更認定し、変更認定日以降新しい所得区分とする。